

## ひたちなか市教育委員会教育長交際費の支出及び公表に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、教育行政の円滑な運営を図るため、教育長が教育委員会を代表して行う外部の個人又は団体等との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）について、適正な支出に資するために必要な事項を定めるものとする。

### (支出範囲)

第2条 教育長交際費は、社会通念上妥当であると認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額を支出するものとする。

### (支出区分)

第3条 教育長交際費の支出区分は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 慶祝
- (3) 弔慰
- (4) 賛助
- (5) 壮途
- (6) 渉外
- (7) その他

### (支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出基準は、別表に定めるとおりとする。  
2 前項の規定にかかわらず、宗教団体、政治団体の事業等については、交際費を支出しない。

### (公表基準)

第5条 教育長交際費は、その支出実績を公表するものとする。

2 教育長交際費の支出実績の公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出内容
- (3) 支出区分
- (4) 支出金額

3 教育長交際費の支出実績の公表にあたっては、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年ひたちなか市条例第2号）及び、ひたちなか市教育委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則（平成17年教委規則第3号）に基づき、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

### (公表の時期及び方法)

第6条 教育長交際費の支出実績の公表は毎月行うものとし、当該月の翌月末日までに市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第7条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補 則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定めるものとする。

付 則

この基準は、平成28年2月1日から施行し、第6条の規定による交際費の公表の時期については、平成28年1月分の交際費から適用する。

別表（第4条関係）

支出区分	支 出 内 容	支 出 額
(1)会費	①懇談会や会合，会食等に係る会費。 ②情報交換会等の出席負担金。	会費相当額
(2)慶祝	①各種行事，式典，総会，祝賀会，大会等への祝い金（ただし，市出資団体，市補助団体が行う総会等に対しては原則として支出しない）。 ②市民として名誉となる行為や功績等に対する祝い金。	10,000 円以内
	③教育長として出席する結婚披露宴。	20,000 円以内
(3)弔慰	①市長，副市長，水道事業管理者，議員の本人に対する香料等。 ②現職の教育委員の本人に対する香料等。 ③教育委員会職員本人に対する香料等。 ④市内に勤務する教職員本人に対する香料等。 ⑤教育行政に対し多大な功績があり，教育長が必要と認める者に対する香料等。	10,000 円以内
(4)賛助	団体等が主催する公益性をもった行事等で，開催趣旨・目的に賛同できるものに対する賛助。 （ただし，市出資団体，市補助団体にあつては，原則として支出しない。）	20,000 円以内
(5)壮途	市民等が文化，スポーツ等の全国大会等へ参加する場合の壮途金。 （ただし，市出資団体，市補助団体にあつては，原則として支出しない。）	20,000 円以内
(6)渉外	市教育行政の運営上必要な外部機関との交渉，表敬訪問等における接遇に要する経費。 （ただし，市出資団体，市補助団体にあつては，原則として支出しない。）	相当額
(7)その他	上記各号のいずれにも属さないもので，教育長が特に必要と認める場合。	相当額